# 姫川有識者会議運営方針(案)

#### 1.有識者会議の公開について

有識者会議については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については有識者会議において検討を行うものとする。

#### 姫川有識者会議における公開の考え方

#### 【事前案内について】

有識者会議の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の 方には高田河川国道事務所ホームページ等を活用して事前案内する。

## 【公開について】

- 1)有識者会議は原則的として公開とする。
- 2) プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は有識者会議が行う。なお、非公開により有識者会議を運営するときは、 報道関係者及び一般傍聴者に退席してもらい実施する。

#### 【公開に対する対応について】

1)会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。 なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般傍聴者とする。

会場の都合により事前に人数制限を告知する。

傍聴にあたっては、会議の運営を速やかに行うため、座長の指示に従うこととする。

- 2)議事に入ってからは事務局席より前での撮影(テレビカメラ・スチールカメラ)は遠慮頂くものとする。
- 3)有識者会議の資料は報道関係者及び一般傍聴者に配布する。
- 4)有識者会議での発言は委員と事務局(オブザーバー含む)のみとする。有識者会議の 席上では、報道機関、一般傍聴者からの意見、質問等は受け付けない。
- 5)議事要旨は各委員に確認して頂いた上で、高田河川国道事務所ホームページ等で公開する。

### 2. 委員以外の分野の専門家に意見を聴くことについて

有識者会議規約第5条第2項に記述。

#### (組織等)

#### 第5条

2 有識者会議が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席 を求めることができる。

#### 3. 有識者会議宛に寄せられた意見の取扱いについて

河川整備計画策定に関する意見は有識者会議に報告する。